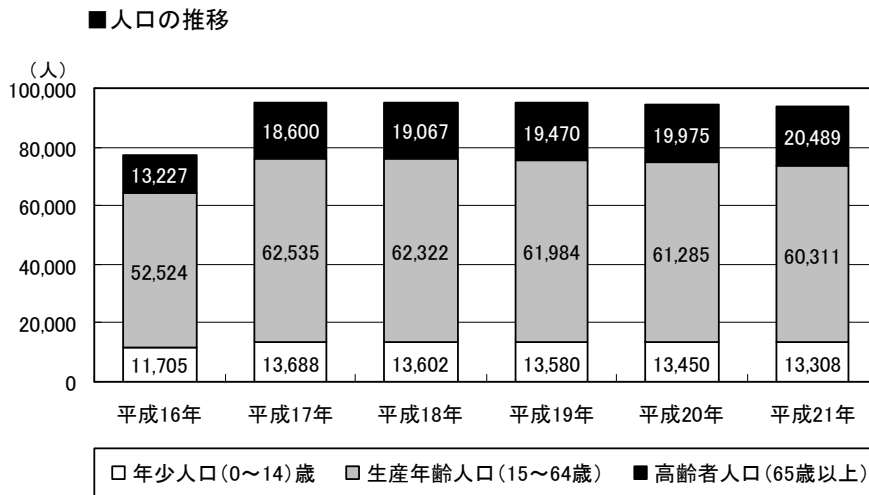


資料編

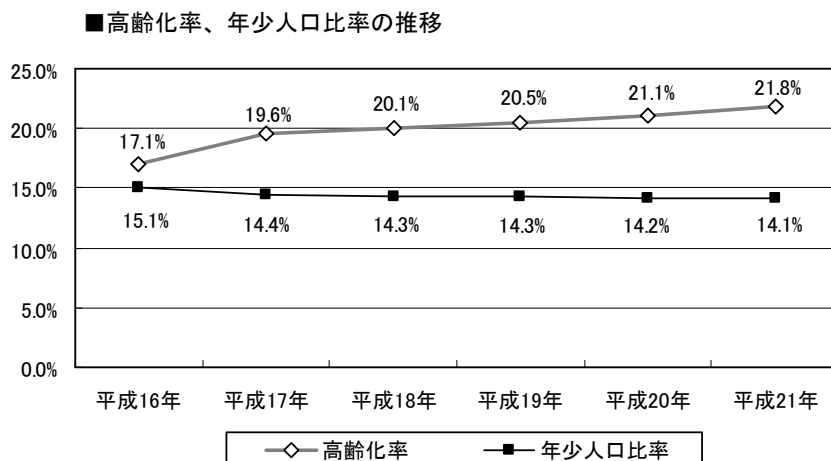
1 関市の人口及び世帯の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口の状況を見ると、平成19年までは微増傾向にありましたが、平成20年には減少に転じ、平成21年には94,108人となっています。年齢3区分別の人口の状況を見ると、継続して年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳+外国人登録者数（各年10月1日）※平成16年は旧関市のみ



資料：住民基本台帳+外国人登録者数（各年10月1日）※平成16年は旧関市のみ

(2) 地域の人口及び高齢化率の状況

地区別の人口をみると、「板取地区」「上之保地区」「武儀地区」「洞戸地区」では高齢化率が30%を超えており、他地区よりも高齢化が進行していることがわかります。

■地区別の人口及び高齢化率の推移

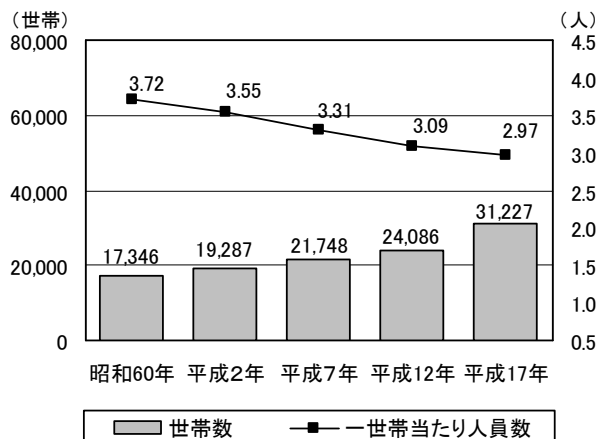
地区名	総人口	年齢3区分別人口			高齢化率
		0～14歳	15～64歳	65歳～	
安桜地区	12,988	1,832	8,054	3,102	23.9%
旭ヶ丘地区	7,582	864	4,589	2,129	28.1%
瀬尻地区	7,877	1,225	5,217	1,435	18.2%
倉知地区	6,127	859	4,221	1,047	17.1%
富岡地区	7,807	1,370	5,115	1,322	16.9%
千疋・小金田・保戸島地区	12,159	1,762	8,150	2,247	18.5%
田原地区	7,029	998	4,995	1,036	14.7%
下有知地区	6,728	1,139	4,347	1,242	18.5%
富野地区	2,202	249	1,326	627	28.5%
桜ヶ丘地区	7,100	1,236	4,572	1,292	18.2%
洞戸地区	2,228	243	1,250	735	33.0%
板取地区	1,546	111	815	620	40.1%
武芸川地区	6,673	890	4,269	1,514	22.7%
武儀地区	3,926	350	2,241	1,335	34.0%
上之保地区	2,136	180	1,150	806	37.7%

資料：住民基本台帳＋外国人登録者数（平成21年10月1日）

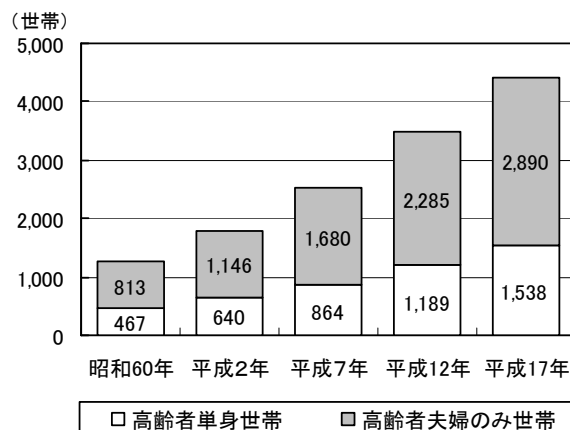
(3) 世帯の状況

世帯数と世帯当たり人員数をみると、世帯数は増加していますが、世帯当たり人員数は減少しています。世帯当たり人員数は昭和60年の3.72人から、平成17年では2.97人となり、核家族世帯や単身世帯の増加による世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。また、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数は、昭和60年と平成17年を比較してともに3倍以上となっており、こうした中、支援が必要な世帯が増加していることがうかがえます。

■世帯数及び世帯当たり人員数の推移



■高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数の推移



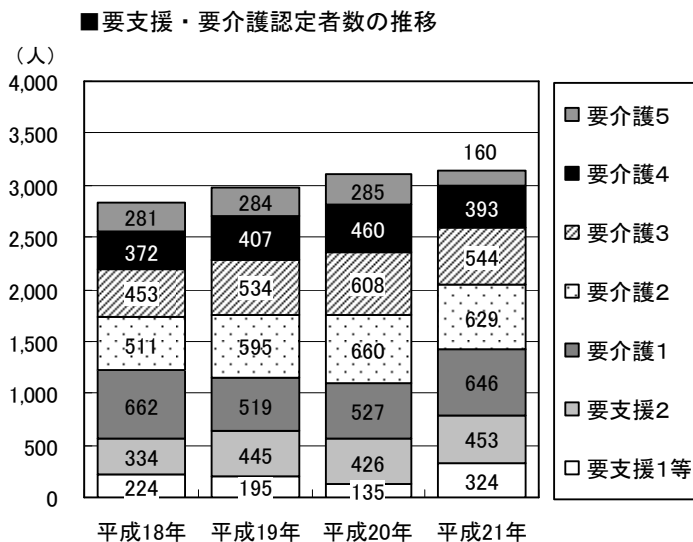
資料：国勢調査

2 支援が必要な市民の状況

(1) 要支援・要介護状態の高齢者の状況

本市の要支援・要介護認定者数の状況を見ると、平成18年～平成21年にかけて、継続して増加しており、平成21年10月時点の認定者数は3,149人となっています。

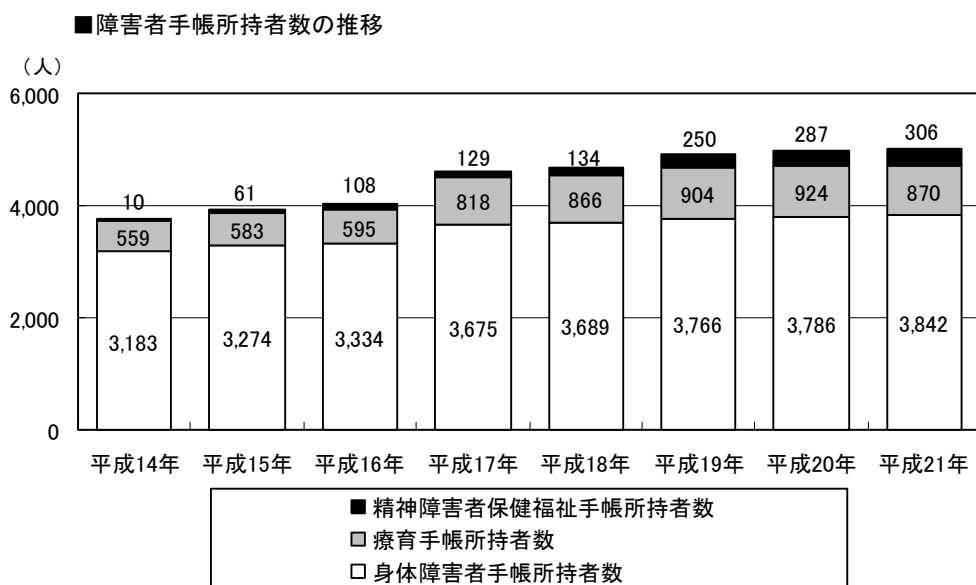
全体の傾向としては、軽度者の割合が高まっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

(2) 障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳所持者をみると、「身体障害者手帳所持者数」「精神障害者保健福祉手帳所持者数」がともに増加しており、「療育手帳所持者数」は平成21年で減少に転じています。特に、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加率が高くなっています。

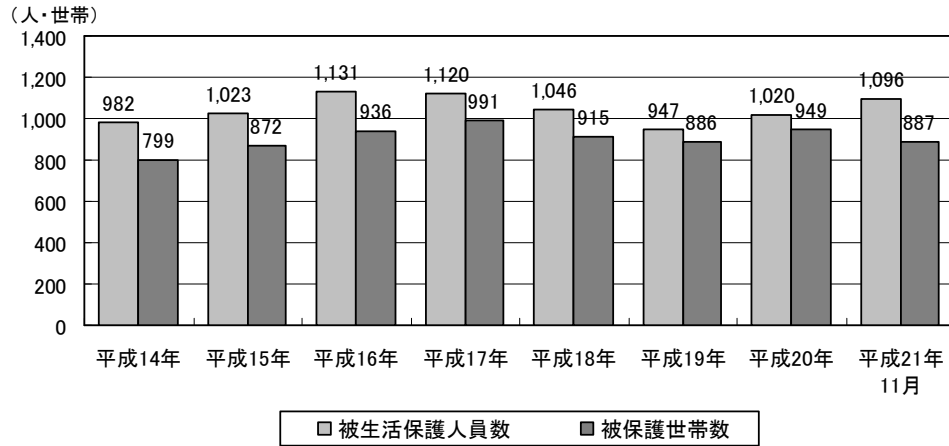


資料：福祉政策課

(3) 生活保護の状況

被生活保護人員数・世帯数をみると、増減を繰り返していますが、平成20年からの世界的な不況の影響により、特に近年の被生活保護人員数は増加しています。

■生活保護世帯及び被保護人員数の推移



資料：福祉政策課

3 策定の経過

年度	月 日	内 容
平成 20 年度	1 月 26 日	関市地域福祉計画市民会議
	2 月 13 日～28 日	アンケートの実施
平成 21 年度	8 月	庁内各課ヒアリングの実施
	10 月 19 日	第 1 回 関市地域福祉計画市民会議
	11 月 9 日	第 2 回 関市地域福祉計画市民会議
	1 月 22 日	第 3 回 関市地域福祉計画市民会議
	1 月 26 日	第 1 回 関市地域福祉計画策定委員会
	2 月 10 日～3 月 9 日	パブリックコメントの実施
	3 月 17 日	第 2 回 関市地域福祉計画策定委員会

4 関市地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

関市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 関市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画（以下「地域福祉計画」という。）の案を策定するため、関市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の案の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の案の市長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、35名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を行う者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

5 委員長は、会議を公開することができる。

(市民会議)

第7条 地域福祉計画の案の策定に必要な調査及び検討を行うため、策定委員会に策定市民会議を置く。

2 策定市民会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、民生福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	機 関 ・ 役 職 名
市民公募による者	杉山 ミサ子	市民委員
社会福祉を目的とする事業を行う者	鈴木 専英	関保育会 会長
	岩島 琴美	社会福祉施設 施設長
	斉藤 雅也	介護老人保健施設 施設長
	早川 力	武儀医師会 会長
	大西 鈴彦	県立ひまわりの丘 所長
	井上 あさ子	社会福祉法人美谷会 理事長
社会福祉に関する活動を行う者	◎ 山中 一義	関市自治会連合会 会長
	○ 森島 力雄	関市社会福祉協議会 会長
	高井 美智子	関ボランティア連絡会 会長
	神谷 清	関市民生委員児童委員協議会 会長
	各務 ゆう子	関市主任児童委員代表
	古田 健二	関市障害者団体連合会 会長
	石井 和典	関市老人クラブ連合会 会長
	多田 道子	関商工会議所青年部 会長
	大竹 由佳	関市PTA連合会 会長
	岩原 磯治	NPOキッズアカデミー 代表
その他市長が必要と認める者	加藤 喜美治	関市公民センター運営協議会 会長
	安田 定	関市地域福祉計画市民会議 委員長
	富成 健二	関市地域福祉計画市民会議 副委員長
学識経験のある者	阪野 貢	中部学院大学教授
	奥村 陽子	関市小学校校長会 会長

◎は委員長 ○は副委員長

5 関市地域福祉計画市民会議

(1) 設置要綱

関市地域福祉計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 関市地域福祉計画を推進するため、関市地域福祉計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の推進と評価に関すること
- (2) 合併地区における地域福祉計画の策定に関すること
- (3) 地域福祉計画の推進及び評価並びに策定にかかる、市長への提言に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員40名以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年度3月末日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第5条 市民会議の円滑な運営を進めるため、市民会議に運営委員会を設置する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

5 委員長は、会議を公開することができる。

(部会)

第7条 調査、研究及び必要な情報収集のため、部会を設置することができる。

2 部会に部会長・副部会長を置き、部員の互選により定める。

3 部会は、部会長が招集する。部会長は、部員を代表し、会務を総括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 部会は、テーマに応じて委員以外の関係者が自由に参加し、議論することができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、民生福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略、順不同)

委員長・副委員長	氏名
	塚原 純一
	杉本 富子
	亀山 豊
	小野木 守子
委員長	安田 定
	村上 忠一
	梅田 洋子
	阪野 貢
	猿渡 聡美
	後藤 弘
	兼松 良秋
	桜井 敏子
	武井 正子
	船戸 きよみ
	長屋 照子
	松井 祥子
	山口 尚子
副委員長	富成 健二
	藤村 景子
	西部 順子
	加藤 武則
	山田 文子
	長屋 恵子
	長屋 みさを

6 用語解説

あ行

NPO

民間非営利団体（non-profit-organization）のことで、地域などにおいて様々な社会的な活動を行っている団体。

か行

介護保険法

介護保険制度について定めた法律。加齢による心身の疾病などで介護や支援が必要になった人が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定める。平成 12 年施行。

協働

市民や活動団体、事業者、行政が、共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を活かして協力し行動すること。

コーディネーター

色々な要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そのような職業。

子育てマイスター

保育・保健等の子育てに関する有資格者や、市町村からの推薦者等、子育てに理解と熱意があり、地域で幅広い活動を行う子育て支援者のこと。

さ行

災害時要援護者

高齢者や障がいのある人、子どもや妊産婦、言葉のわからない外国人など、災害時に何らかの手助けが必要な人のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次

世代育成支援対策についての基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置について定めた法律。平成 15 年 7 月に一部施行、平成 17 年 4 月に全面施行。平成 27 年 3 月 31 日まで 10 年間の時限立法。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他生活の改善向上に関係のある公私関係者の参加、協力を得て地域の実情に応じ、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。通常、「社協」と呼ばれる。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉基礎構造改革」に基づいて、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

障害者自立支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。平成 22 年 3 月現在、障害者自立支援法の廃止と、新たな総合的な福祉法制の実施に向けた検討が行われている。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

た行

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見及び権利擁護事業の 4 つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

特別支援学校

障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、

障がいによる困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成 19 年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となった。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障のある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。平成 11 年度から「地域福祉権利擁護事業」の名称で実施されていたが、平成 19 年度から事業内容に合わせて名称変更がなされた。

認知症

脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく 2 つにわけられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

ノンステップバス

高齢者や障がいのある人等、だれもが利用しやすいように、乗降口に階段がなく直接乗降できる超低床のバス。

は行

福祉委員

福祉に関する問題を抱えている高齢者や障がいのある人などの問題解決のために相談活動を行う地域ボランティアで、社会福祉協議会で委嘱した委員のこと。

福祉オンブズパーソン

福祉サービス利用者の苦情に対して、公正・中立な立場に立ってサービスをチェックし、利用者に代わって苦情解決を図る利用者の権利擁護のための代理人、代弁者のこと。

ま行

民生委員児童委員

民生委員法に基づき各市町村に置かれる地域のボランティアで、都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣から委嘱される。地域のさまざまな福祉問題の把握と関係機関との連携による相談・支援を行っている。民生委員は児童委員を兼任し、地域の子どもの問題の対応にもあたる。

や行

ユニバーサルデザイン

ある特定の人のためだけのデザインではなく、誰もが利用しやすいように取り入れられたデザインや考え方。

